

学校規模・通学区域に関する法令の規定

1 学校規模について

学校規模については、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第41条において「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。」とし、中学校も同規則第79条において小学校の規定を準用するとしている。

【学校教育法施行規則】

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第79条 第41条から第49条まで、第50条第2項、第54条から第68条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第42条中「5学級」とあるのは「2学級」と、第55条及び第56条中「第50条第1項、第51条又は第52条」とあるのは「第72条、第73条（併設型中学校にあつては第117条において準用する第107条、連携型中学校にあつては第76条）又は第74条」と読み替えるものとする。

また、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）及び同法に基づく義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年政令第189号）においては、適正な学校規模の条件として「学級数が概ね12学級から18学級まで」とし、統合する場合の範囲としては「24学級まで」としている。

【義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律】

（国の負担）

第3条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

～ 略

公立の小学校及び中学校を適正な規模にするため統合しようとすることに伴つて必要となり、又は統合したことに伴つて必要となつた校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費 2分の1

2 前項第1号の教室の不足の範囲及び同項第4号の適正な規模の条件は、政令で定める。

【義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令】

（適正な学校規模の条件）

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

学級数がおおむね12学級から18学級までであること。

通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね6キロメートル以内であること。

2 5学級以下の学級数の学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「18学級」とあるのは、「24学級」とする。

3 略

さらに、昭和59年度に作成された文部省助成課資料「これからの学校施設づくり」のなかで、学校の基本的条件を充たすための指標として学校規模を学級数別に過小規模（5学級以下）、小規模（6から11学級）、適正規模（12から18学級、統合の場合は24学級まで）、大規模（25から30学級）、過大規模（31学級以上）と分類している。

2 通学区域について

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条2項の規定により、教育委員会は就学予定者等の「就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。」としている。そのため、あらかじめ学校毎に通学区域を設定し、就学すべき学校を指定している。

通学距離については、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項第2号において「小学校が概ね4 km以内、中学校が概ね6 km以内」（学校の統廃合を行う際の適正な条件）と規定している、

【学校教育法施行令】

（入学期日等の通知、学校の指定）

第5条 略

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校（法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、次条第7号、第6条の3、第6条の4、第7条、第8条、第11条の2、第12条第3項及び第12条の2において同じ。）が2校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。

3 略